

岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金申請におけるQ&A

令和3年5月26日時点

(支援金について)

Q 1. 支援金を支給する趣旨は？

A 1. 県の飲食店等への時間短縮要請や酒類の提供の行わない要請により、タクシー事業者及び自動車運転代行業者は特に大きな影響を受けていると伺っています。
そこで、国の月次支援金に先駆け県独自の一時支援金の支給を支援することとしたものです。

Q 2. 支援金の支給対象は？

A 2. 県内のタクシー事業者（介護タクシー、福祉タクシーは除く）及び自動車運転代行業者が対象です。

Q 2-2. なぜ介護（福祉）タクシーを除くのか？

A 2-2. 今回の支援金はA 1にあるように、県の飲食店等への時間短縮要請や酒類の提供の行わない要請により影響を受けている事業者を支援することを目的としているためです。

Q 3. 現在休業している事業者は、支給対象か？

A 3. コロナ禍により休業している事業者は対象です。ただし、「今後、事業を継続する意思」や「令和2年の営業実績」などを確認させていただく予定です。

なお、今回の支援金はコロナ禍の影響を受けた事業者を支援することが目的であるため、コロナ禍が始まった令和2年2月以降に休業した事業者が対象となり、それ以前から休業していた事業者は対象となりません。

Q 4. 県外に本店があり、県内に営業所を有する事業者は支給対象か？

A 4. 県内に営業所を有する事業者は対象です。

Q 5. 複数営業所を有する事業者は、営業所ごとに申請可能か？

A 5. 事業者単位のため、営業所ごとの申請はできません。

Q 6. いわゆる大企業も支給対象か？

A 6. 大企業も対象です。

Q 7. まん延防止等重点措置区域外に所在する事業所も支給対象か？

A 7. まん延防止等重点措置区域外の事業者も対象です。

Q 8. 「岐阜県自動車運転代行業感染防止対策事業費支援金」の支給を受けた事業者も支給対象か？

A 8. 前回の感染症対策とは異なり、今回は経済支援する趣旨ですので対象です。

Q 9. タクシー事業と自動車運転代行業の両方を営む事業者の場合は、重複して支援金をもらえるのか？

A 9. 1事業者あたり一律10万円のため、重複受給はできません。

(申請について)

Q 10. 申請方法を教えてください。

A 10. 申請方法は「郵送」と「メール」の2種類あります。

申請書及び添付書類一式を、下記の宛先まで原則「郵送」または「メール」にて提出してください。

<宛先(郵送)>

〒500-8570

岐阜県庁 都市建築部都市公園整備局公共交通課 宛

(留意事項)

- ・申請書兼誓約書(別記様式1)に押印は不要です。
- ・切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名をご記入ください。
- ・送料は申請者側でご負担をお願いします。

<宛先(メール)>

メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

(留意事項)

- ・メールで提出する場合は、提出書類を「PDF」形式にて提出してください。
(別記様式1をエクセルファイルのまま送付された場合は、再提出をお願いいたします。)
- ・申請に必要な書類は、岐阜県公共交通課のホームページからダウンロードすることにより、入手することができます。
ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152679.html>

Q 1 1. 申請書類は、どこにあるのか？

A 1 1. 岐阜県公共交通課ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。
ホームページアドレス：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152679.html>

Q 1 2. 支援金は早く申請しないと無くなってしまうのか？

A 1 2. いいえ、そのようなことはありません。申請期限である令和3年6月30日(水)までに申請書を提出いただければ支援金の支給対象となります。支援金を円滑に支給させていただくため、早めにご提出ください。

Q 1 3. 申請期間を過ぎた場合は、遡っての申請は可能か？

A 1 3. 遡っての申請は一切受付しません。申請期限(令和3年6月30日(水)当日消印有効)を超えて提出された書類は全て返送いたします。

(添付書類について)

Q 1 4. ゆうちょ銀行を振込先口座とする場合、「交付申請書兼誓約書(別記様式1)」にどのように記載すれば良いのか？

A 1 4. ゆうちょ銀行の通帳見開き下部に記載されている振込用の店名、預金種目、口座番号をご記入ください。
「交付申請書兼誓約書(別記様式1)」の【振込先】の「ゆうちょ銀行店番」欄に「店番(漢数字)」、「預金種目」欄に「預金種別」、「口座番号」欄に「口座番号(7桁)(右詰め)」をご記入ください。

Q 1 5. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いのか？

A 1 5. 金融機関、支店名、種別、口座名義及び口座番号が記載されているページ(通帳1ペ

ージ目見開き)をコピーいただき、提出してください。

Q 1 6 . 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いのか？

A 1 6 . 振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合、当該法人口座に限ります。)

Q 1 7 . ネットバンキングや当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、何を提出すればよいのか？

A 1 7 . 電子通帳の画面画像を提出してください。

Q 1 8 . 申請書のほかに提出が必要な書類はありますか？

A 1 8 . 以下の書類を添付してください。

【タクシー事業者】

- ・一般乗用旅客自動車運送事業許可書の写し
- ・県内で事業を行っていることが証明できる書類(自動車検査証の写し等)(事業者の所在地が県外である場合に限る。)
- ・「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可等に付した期限の変更通知書」のうち直近のもの写し(1人1車制個人タクシーに限る。)
- ・振込口座の通帳等の写し(金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの(通帳1ページ目見開きの写し))

【自動車運転代行業者】

- ・振込口座の通帳等の写し(金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの(通帳1ページ目見開きの写し))

Q 1 9 . 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書を紛失した場合はどうすればいいですか？

A 1 9 . 中部運輸局岐阜運輸支局に許可に係る「証明願」を提出し、証明を受けてください。